**利用料金について**

　サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）訪問介護サービスの料金

【基本料金】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 1回あたりの所用時間 | 基本利用料 | 利用者負担金 |
| 1割 | 2割 | 3割 |
| 身体介護 | 30分未満 | 2,490円 | 249円　  | 498円 　 | 747円　  |
| 60分未満 | 3,950円 | 395円　  | 790円　  | 1,185円　  |
| 90分未満 | 5,770円 | 577円　  | 1,154円　  | 1,731円　  |
| 90分以上 | 30分増すごとに830円加算 | 30分増すごとに83円加算 | 30分増すごとに166円加算 | 30分増すごとに249円加算 |
| 生活援助 | 45分未満 | 1,820円 | 182円 | 364円 | 546円 |
| 45分以上 | 2,240円 | 224円 | 448円 | 672円 |

＊１回あたりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに、訪問介護計画の見直しを行います。

＊利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。

【加算】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 加算の種類 | 加算の要件 | 加算額 |
| 特別地域加算 | 当事業所が特別地域に所在する場合。 | （A）×15％ |
| 初回加算 | サービス提供責任者が初回訪問した場合。（過去2ヶ月間利用が無い場合も同様） | 2,000円 |
| 生活機能向上連携加算 | 訪問リハビリテーションの専門職との同行訪問、または共同により訪問介護計画を作成した場合。 | 1,000円（初月〜3ヶ月の間） |
| 緊急時訪問介護加算 | 利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合。 | 1,000円（1回につき） |
| 早朝加算 | 早朝（午前6時〜8時）にサービスを提供する場合 | 基本料金の25％ |
| 夜間加算 | 夜間（午後6時〜10時）にサービスを提供する場合 | 基本料金の25％ |
| 深夜加算 | 深夜（午後10時〜翌朝6時）にサービスを提供する場合 | 基本料金の50％ |
| 介護職員処遇改善加算 | 当該加算の算定要件を満たす場合。 | 上記加算後の金額×10％ |

＊特別地域加算は、国が定めた離島・中山間地域・豪雪地帯等に該当する地域でサービスを提供する場合に認められる加算です。

＊初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が自ら訪問介護サービスを行う場合、又は他の訪問介護員が訪問介護サービスを行う際に同行訪問した場合に加算します。過去2ヶ月間サービスの利用がなく、サービス利用を再開した場合にも加算されます。

＊生活機能向上連携加算は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し、当該理学療法等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行った場合に加算します。

＊緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

＊介護職員処遇改善加算は、訪問介護員等の介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

（２）交通費

|  |  |
| --- | --- |
| 通常の事業実施地域内でのサービス提供の場合 | 無料 |
| 通常の事業実施地域外でのサービス提供の場合＊通常の事業実施地域境界線から利用者宅までの往復距離 | 1kmにつき30円 |

（３）キャンセル料

|  |  |
| --- | --- |
| ご利用日の午前8時00分までにご連絡をいただいた場合 | 無料 |
| ご利用日の午前8時00分までにご連絡がなかった場合 | 当該基本料金の100％ |

＊ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

（４）その他の費用

　サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

（５）支払い方法

　上記（１）から（３）の料金（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて翌月15日までに請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

　なお、利用者負担金の支払いがあった際は、領収書を発行いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 支払い方法 | 支払い要件等 |
| 口座引落 | サービスを利用した月の翌月25日（祝休日の場合は25日に最も近い次の平日）に、利用者が指定する口座より引き落とします。 |
| 現金払い | サービスを利用した月の翌月25日（祝休日の場合は25日に最も近い次の平日）までに、現金でお支払いください。 |

＊介護保険適用の場合でも、介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の料金をお支払いいただくことになりますのでご注意ください。料金をお支払いいただいた際には、領収書とサービス提供証明書を発行いたします。領収書とサービス提供証明書を市町村窓口に提出しますと、差額（介護保険適用分）の払い戻しを受けることができます。